

令和7年度及び令和8年度併設ショートステイ特養転換候補者の募集に係る質問及び回答

受付 番号	質問要旨	回答
1	募集要項 (3)要件 ア) ③併設するショートステイの過去 1 年間の平均稼働率(※)が低い(概ね70%以下)こと。 ※ この場合の稼働率は、30 日以上の利用者を除いたものとする。 30 日以上の利用者とは、当月内で 30 日超利用の場合のみ、当月分を除外する。でよろしいでしょうか。 または 30 日以上の利用者とは、30 日超減算が生じた利用日数を除外するのか。 または 30 日超減算が生じた利用者の 1 年間分はすべて除外するのか。 例えば ①同一利用者が4月 20 日から 8 月 5 日まで利用した場合、4月の 10 日分と8月の 5 日については、当該利用者は除外しない。 ②同一利用者が 6 月から 11 月まで長期利用したが、各月第2, 第4の土日は利用実績が無かったため、30 日超にはならなかった。 ③連続利用が 30 日超となったが、月をまたいだ場合、例えば 4 月 15 日から 5 月 31 日の利用だった場合、4月分は除外せず、5月分は除外する。 ④過去 1 年間で、毎月 15 日ずつ利用していたが、12 月だけ 30 日超であった。その場合は 12 月分だけ除外する。 上記の場合、いかがでしょうか。	稼働率を算出する際に除外対象となる利用者とは、算出対象月の直近 2 か月間において、利用日数が連続して 30 日を超えている方を指します。 例えば、3 月の稼働率を算出する場合は、1 月と 2 月の利用日数を合計し、それが連続して 31 日以上となっている方が除外対象となります。 ①について 直近 2 か月間の利用日数が連続 30 日を超えているため除外対象となる月は 6 月、7 月、8 月です。 ②について いずれの月も利用日数が連続して 30 日を超えていないため、除外対象となる月はありません。 ③について ・4 月及び 5 月は、直近 2 か月間の連続利用が 30 日を超えていないため、いずれも除外対象とはなりません。 ・仮に当該利用者が 6 月まで引き続き利用した場合には、直近 2 か月間の連続利用が 30 日を超えているため、6 月は除外対象となります。 このように、月をまたいでいても、連続利用が 30 日を超えていれば除外対象となります。 ・反対に、4 月に利用がなくても、5 月だけで 31 日間連続で利用していた場合は、6 月は除外対象となります。 ④について 直近 2 か月間において、利用日数が連続して 30 日を超えている月がないため、除外対象となる月はありません。なお、当該利用者が、1 月まで引き続き利用した場合には、1 月は除外対象となります。